

委任内容の証明書等の記載例	委任状が必要な場合
■住民異動届（転入届・転出届・転居届）に関する事	本人・同一世帯員以外の方
■住民票謄本（または抄本） ○通 ※4項目（氏名、住所、性別、生年月日のみ記載）か、全項目（上記に加え、本籍や続柄の記載があるもの）のどちらが必要かも指定してください。	本人・同一世帯員以外の方
■戸籍謄本（または抄本） ○通	本人・直系親族・同籍者以外の方
■除籍及び改製原戸籍謄本（または抄本） ○通 ※具体的にどのような記載が必要かを、提出先に確認してください。 【例】死亡記載、出生から死亡までつながるもの、親子関係がわかるもの、兄弟○人記載のあるもの等	
■戸籍の附票謄本（または抄本） ○通	本人以外の方
■身分証明 ○通	
■独身証明 ○通	
■各種届書の受理証明 ○通	届出人以外の方
■死亡届記載事項証明 ○通 ※使用目的が限定されているので確認してください。 簡易保険に提出される場合は、証書を窓口で確認させていただきますので、ご持参ください。	6親等以内の親族・3親等以内の姻族以外の方
■納税証明 ○年度分 ○通	本人・同一世帯員以外の方
■所得・課税証明 ○年度分（△年分） ○通 ※所得・課税証明書は、証明年度の前年分収入・所得が記載されます。 （例）○年度所得・課税証明＝△年中の収入・所得の証明	
■固定資産課税台帳の写し ○年度分 ○通	
■固定資産（土地・家屋）無しの証明 ○年度分 ○通	
■固定資産（土地・家屋）評価証明 ○年度分 ○通	
※税証明は、何年度分のものが必要かを記入してください。	

Q&A

（問1）

自分の妻(夫)に対して委任状が必要な場合とは？

（答）

自分の親が亡くなり、相続などの関係で親の出生から死亡までの戸籍が必要になったが、自分は忙しくて市役所に行けないため代わりに妻に親の戸籍申請を依頼する場合などは、委任状が必要になります。

これは戸籍法の規定により現在の戸籍になる以前の戸籍（除籍や改製原戸籍）は、本人・直系親族・同籍者以外の方には公開できないことになっているからです。

（問2）

直系親族や同籍者とはどのような人を指すのでしょうか？

（答）

直系親族とは、自分からみて親や祖父母、子や孫など直接血のつながりをもつ親族のことを言います。（兄弟姉妹は血のつながりはあるものの、直系親族ではなく傍系親族になります。）

また同籍者とは、同じ戸籍に名を連ねる者という意味で、現在戸籍では配偶者（夫や妻）と未婚の子供を指します。したがって（問1）の場合、妻は夫の親と直系親族でも同籍者でもないため、夫からの委任状が必要となるのです。